

# 一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会 会員規約

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本会員規約は、一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会（以下「本会」という）の「定款・第2章会員」に基づき、会員制度における細則について定めるものとする。

### 第2条 (会員)

本会の会員とは、本会の目的に賛同して、理事会が指定する手続に基づき本会員制度への入会を申し込み、会長の承認を受けた個人、法人または団体であり、次の3種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、自らの専門性を活かし、本会の運営に積極的に協力する個人及び団体とし、定款第5条第2項に定める本会の社員をもって正会員とする。
- (2) 賛助会員 本会の事業の賛助を目的として入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 本会に対する助成又は業務委託を行う団体

## 第2章 入会と退会

### 第3条 (入会)

本会の会員になろうとするものは、理事会が定める入会手続きに従い、入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

### 第4条 (入会申込みの不承認)

本会の会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会申込の承認を得ることができないことがある。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合。
- (2) 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合。
- (3) 過去に本会から会員資格を取り消されたことがある場合。
- (4) その他、本会が会員と認めることを不相当と判断した場合。

### 第5条 (会費)

会費は以下に定める通りとする。

- (1) 正会員 個人 1,000円 団体 5,000円(1口)
- (2) 賛助会員 個人1,000円 団体 10,000円(1口)
- 2 会費は年会費制とし、本会発行の請求書により、一括で振り込むものとする。
- 3 会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

### 第6条 (有効期間)

本規約に基づく会員有効期間は年会費の入金日から翌年同日の前日までとする。

2 期間満了日の1ヶ月前までに、会員から本会に対し、退会届を提出した場合を除き、更に会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

### 第7条 (変更の届出)

会員はその名称、会員代表者、住所、連絡先等、本会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を当法人に提出するものとする。

2 会員が、本条第1項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、本

会はその責任を一切負わないものとする。

#### **第8条 (退会)**

会員は、本会所定の手続きにより、退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も本会に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

#### **第9条 (会員資格の取り消し)**

本会は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格を取り消すことができる。

(1) 他者または本会の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害および、信用等を傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと、本会が認めたとき。

(2) 会費の納入が、有効期間の最終日から起算して2ヶ月以上遅滞したとき。

(3) 本会のサービスを通じて、他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集する行為。また入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき。

(4) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。

(5) 本規約又は、その他、本会が定める規則に違反したとき。

(6) その他、本会が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。

### **第3章 会員の権利**

#### **第10条 (正会員の権利)**

正会員は以下の権利を有する。

(1) 本会の社員総会における、各1個の議決権。

(2) 本会の役員を選挙し、また役員に選挙されることができる権利。

(3) 本会が行う事業の情報を優先的に得る権利。

(4) 本会の会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利。ただし、個人については、20歳以上の者とする。

#### **第11条 (賛助会員の権利)**

賛助会員は以下の権利を有する。

(1) 本会の発行する会報及び情報誌等に団体名、個人名を記載する。

(2) 団体の賛助会員が希望する場合、本会のホームページにリンク付きバナー広告を掲載する。

(3) 本会の行う事業の情報を優先的に得る権利。

(4) 本会の会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利。ただし、個人については、20歳以上の者とする。

(5) 団体の賛助会員で10口以上の寄付を受けた場合は、寄贈式を行い、その様子をホームページ等にて紹介する。

### **第4章 規約の追加・変更**

#### **第12条 (規約の追加・変更)**

本規約に定めのない事項については、理事会の決議により定めるものとする。

2 本会は、理事会の決議により、会員の権利及び会費を含め本規約の全部または一部を追加・変更することができる。本会により追加・変更された本規約は、本会のウェブサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後、会員は当該追加・変更された本規約に拘束されるものとする。

## 第5章 免責及び損害賠償

### 第13条 (免責及び損害賠償)

戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止または一時停止せざるをえなかった場合、本会は一切責任を負わないものとする。

2 会員は、当法人が提供する活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本会は一切責任を負わないものとする。

3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、本会は一切責任を負わないものとする。

4 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。

5 本規約に違反した会員に対し、本会は告知なしに権利の停止、会員資格の取り消し等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。

6 登録メールやパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、本会に重過失がある場合を除き、本会は一切責任を負わないものとする。

7 他会員の情報が不正確または虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害および不利益について本会は一切責任を負わないものとする。

8 本会は、会員情報、会員同士のやりとり等につき、如何なる目的においても監視する義務を負わないものとする。

9 万が一、本会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本会は間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、本会が負う責任は会員が支払う会費を上限とする。

10 会員が退会・会員資格の取り消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

## 第6章 個人情報の保護

### 第14条 (個人情報の保護)

本会は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

## 第7章 反社会的勢力への対応

### 第15条 (反社会的勢力への対応)

本会は、会員が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 自らまたは第三者を利用して、本会または本会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

2 本会は、会員が自ら又は第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて本会の信用を毀損し、または本会の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

4 本会は、本条の規定により、会員資格の取消をした場合には、会員に損害が生じても本会は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、これにより本会に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとします。

#### **第16条 (改廃)**

この規程の改廃は理事会にて行う。

以上、本会すべての会員に本規約を配布する。

附則

本規約は、平成29年6月12日から施行する。